

2019年(令和元年)10月12日(土)

■土地売却訴訟住民敗訴

JR三島駅南口の土地を事前の約束通り三島市土地開発公社から買い取らなかつた市長の判断は違法との確認を求めた住民訴訟の判決が11日、静岡地裁であり、増田吉則裁判長は訴えを却下した。

土地は2017年6月、同公社からホテル用地として東急電鉄に売却された。原告側は売却額は不当に安く、市が買い取つたうえで転売しなかつたため、差益の2億7千万円の損失があつたと主張していた。

判決は土地を実際に転売できるかやその場合の価格も定まつておらず、「転売利益が発生するかは明らかではない」などと指摘。そのうえで、買い取る権利は地方自治法上の「財産」とは言えず、「(財産ではないものの)管理を怠る事実が請求の対象ではない」とした。

公判後の会見で原告の渡辺豊博さん(69)は「中身の問題に入つてもらえなかつたので納得できない」と話し、控訴する方針を明らかにした。